

住民税の住宅ローン控除をうけるには 毎年、申告が必要です。

◆対象者

平成11年から平成18年までに入居し、(平成19年以降の入居者は対象となりません)、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった人(目安として、住宅ローン控除後の所得税額が0円となる人)

◆実施期間

平成20年～28年度分の住民税に適用

◆申告期限

平成21年は、3月16日(月)

◆手続方法

○所得税の確定申告をしない場合
(給与所得者で年末調整済の場合)
「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」と源泉徴収票をお住まいの市町村へ提出してください。

○所得税の確定申告をされる場合
「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」と確定申告書を一緒に税務署に提出してください。
※申告書は、役場税務住民課に用意しております。

住民税の寄付金控除が 拡充されました。

ふるさと納税制度	寄付の対象	地方公共団体(都道府県 または 市町村)
	寄付金の税控除額	①+②=控除金額 ①(寄付金額-5,000円)×10% ②(寄付金額-5,000円)×(90%-対象者の所得税の税率) ※②の限度額は住民税所得割の10%
一般の寄付金	寄付の対象	・住所地の都道府県協同募金会 ・日本赤十字社支部 ・県または町が条例で指定した事業所
	寄付金の税控除額	・県民税(寄付金額-5,000円)×4% ・町民税(寄付金額-5,000円)×6%

※ ①、②あわせて総所得金額の30%が限度額になります。
※ 所得税の寄付金控除は、従来と変更ありません。

平成21年 確定・住民税等申告日程表

【受付時間】 午前部 午前9時～午前11時30分
午後部 午後1時～午後4時

受付日	対象地区等	
	和水町役場本庁 (1階ロビー)	三加和総合支所 (第1・2会議室)
2月16日(月)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
17日(火)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
18日(水)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
19日(木)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
20日(金)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
23日(月)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
24日(火)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
25日(水)	確定申告(一般)	確定申告(一般)
26日(木)	午前 馬場 皆行原 午後 大江田 中路	午前 上十町 午後 板橋西
27日(金)	午前 中原 牧野 寺山 午後 江光寺 立石 浦谷	午前 西口 午後 板橋東
3月 2日(月)	午前 白石 午後 北原 鶯原	午前 中十町 午後 山十町
3日(火)	午前 前原 中央団地 午後 藤田 米渡尾	午前 住吉 午後 東吉地
4日(水)	午前 萩原 午後 用木	午前 中林 下吉地 午後 中和仁
5日(木)	午前 日平 午後 鯖浦	午前 中吉地 開拓 午後 上和仁
6日(金)	午前 久米野 午後 下津原(菰田・東・中・西)	午前 上吉地 午後 和仁
9日(月)	午前 本村 午後 岩尻 志口永 古閑 前野 榎原	午前 上大田黒 午後 下大田黒
10日(火)	午前 焼米 大屋 午後 長小田 下久井原	午前 野田 午後 上平野 下平野
11日(水)	午前 上久井原 午後 内田	午前 上津田 午後 下津田
12日(木)	午前 竜門 午後 江栗	午前 下岩 午後 上岩 中岩
13日(金)	予備日(午前・午後)	予備日(午前・午後)
15日(日)	予備日(午前・午後)	予備日(午前・午後)
16日(月)	予備日(※注:午前中のみ)	予備日(※注:午前中のみ)

【持参していただくもの】

- 印鑑
- 農業、営業、大工、左官等の事業所得のある方は、収支内訳書や経費に係る領収証等
- 源泉徴収票(給与所得者、年金受給者等)
- 生命保険、地震保険、社会保険料等の支払証明書
- その他、申告に必要な書類等

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係(内線513) 総合支所 税務住民課 税務係(内線753)



出産育児一時金の額が変わります。

現在、被保険者が出産した場合、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として35万円を支給しています。平成21年1月1日より産科医療保障制度（※）が創設されたことに伴い、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加するケースが多く見込まれることから、出産育児一時金の支給額を見直すことになりました。

現 行	改正(平成21年1月1日から)
35万円 (平成20年12月までの出産)	●産科医療保障制度等に参加する医療機関等において 出産した場合 → 38万円[35万円+3万円(掛金相当)] ●産科医療保障制度等に参加していない医療機関等において 出産した場合 → 35万円

※産科医療保障制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。分娩機関が制度に参加（3万円程度の掛金の支払い）すると、補償対象となる脳性麻痺が生じた場合には、分娩機関に保険会社から補償金となる保険金が支払われます。制度への加入は、全国でも殆どの医療機関（病院・診療所・助産所）が加入しています。（加入率98.6%：H20年12月24日現在）

交通事故等(第三者行為)の届出について

交通事故など第三者（他人）から傷害を受けた場合でも、国保でお医者さんにかかることができます。その際には、**必ず国保に届け出をしてください**。医療費は加害者の全額負担が原則ですので、国保が立て替え、あとで国保が加害者に請求します。



このようなものも
第三者行為による
事故となります。

- 他人の飼い犬にかまれた
- 落下物にあたった
- 傷害事件に巻き込まれた など

こんなときは国保
で治療は受けられ
ません。

- 勤務中や通勤途上での事故(労災保険の対象)
- 不法行為(飲酒運転や無免許運転)による事故
- 示談を済ませてしまったとき



※75歳以上の方が加入する長寿医療制度においても国保と同様の取扱いとなりますので、必ず届け出をしてください。

後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の納付方法についてのお知らせ

《「年金天引き」の方は、「口座振替」に変更することができます》

* 後期高齢者医療制度の保険料・国民健康保険税につきまして、口座振替での納付をご希望される方は、税務住民課の窓口へお手続きください。

ご注意いただきたいこと

1. 滞納がある場合は、変更できない場合があります。
2. お手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要です。
①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③保険証をご持参ください。
3. 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により納付された方に適用されます。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係（内線513） 総合支所 税務住民課 住民係（内線752）